

教 育 委 員 会 定 例 会 次 第

令和2年5月26日（火）午前10時00分～
富士川町教育文化会館 3階会議室

1 開 会

2 前回議事録の承認

3 議事録署名委員の指名

4 教育長の報告

5 議 題

議案第20号 富士川町中学校文化部活動ガイドラインの制定について

議案第21号 令和2年度富士川町一般会計補正予算（第3号）について

議案第22号 令和2年度富士川町一般会計補正予算（第4号）について

議案第23号 富士川町学校給食センター条例の制定について

議案第24号 富士川町学校給食センター条例施行規則の制定について

議案第25号 富士川町学校給食センター運営委員会設置要綱の制定について

6 報告事項

（1）新型コロナウイルス感染症による教育委員会の影響について

（2）令和2年度各種団体の役職員について

（3）学校訪問の日程について

7 協議事項

8 その他

9 今後の日程について

10 閉 会

1、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の本町における主な経過は次のとおりです。

- ・町内小中学校については、大型連休明けの5月6日まで臨時休業としてきたが、緊急事態宣言の延長など感染拡大防止対策から、さらに5月24日まで休業を延期をしてきたところです。

5月14日山梨県を含む39県の緊急事態宣言が解除されたことや、県内の感染状況が減少してきたことなどから、25日からは小中学校を再開しました。

- ・また、本年度の教育課程の取り扱いについては、国からの通知により、次年度以降を見通した教育課程の編成も含め見直すよう示され、これを受け、県教委でも具体的な例を示しながら、本年度の授業時間確保について提示がありました。これらを受けて、町内小中学校でも授業日数の確保について現在再編成をしている状況です。

- ・生涯学習課関係については、体育施設の貸出し禁止、社会教育施設の休業、町民会館の利用禁止等行ってきましたが、国・県の一部自粛解除に合わせ、順次、貸出し、開館してきている状況です。

(※詳細は報告事項で説明)

- ・また、各種団体については、定期総会等が開催できない状況から、書面による決議の実施やイベントの中止を余儀なくされております。

○今月中に中止等になった主な会議・イベント

4月25日	スポーツ少年団入団式	合同中止・単位団で
4月26日	県下川柳大会	延期
4月28日	増小、鰯中、南小 PTA 総会	中止
5月1日	増中 PTA 総会	中止
5月7日	町連 PTA 総会	中止
5月12日	青少年のための町民会議正副会長会議	中止
5月14日	文化協会定期総会	書面審議
5月15日	スポ協・スポ進合同歓送迎会	延期
5月16日	わくわく科学教室開講式	7月4日に延期
5月16日	伝統文化子ども教室	7月4日に延期
5月20日	ユネスコ協会定期総会	書面決議
5月20日	町内小学校陸上記録会	中止
5月22日	峡南地区地教委連第1回理事会	書面会議
5月22日	峡南地区教科書採択地区協議会	書面会議

月 日	時 間	場 所	内 容
5月27日		増穂南小学校	増穂南小学校学校運営協議会 延期
〃		文化ホール	管内小学校文化教室 中止
28日～29日		群馬県	関ブロ市町村教育委員会連合会総会・研修会 中止
28日	19:30	町民会館	青少年のための富士川町民会議総会 書面審査
6月2日	14:00	鰺沢児童センター	就学相談員委嘱式・事業打ち合わせ
3日	9:30	教文館	校長会
10日		各学校	児童生徒学校引渡訓練 延期
12日		文化ホール	管内中学校文化教室 中止
〃	10:00	議場	6月議会定例会開会
14日		鰺沢小中校庭	育成会親睦球技大会 中止
15日	9:00	議場	議会一般質問
16日	10:00	議場	議会質疑
17日	14:30	南巨摩合同庁舎	第2回峡南教科用図書採択地区協議会
18日	10:00	議場	議会討論・採決・閉会
25日	14:40	教文館	定例教育委員会

富士川町

中学校文化部活動ガイドライン



令和2年4月

富士川町教育委員会

■目 次

1 ガイドライン策定の趣旨等	1
2 適切な運営のための体制整備	5
3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	7
4 適切な休養日等の設定	8
5 学校単位で参加する大会等の見直し	9
6 生徒のニーズを踏まえた環境の整備	10
7 その他	11

1 ガイドライン策定の趣旨等

本ガイドラインにおける「文化部活動」とは、芸術文化を目的とするもの以外にも、生活文化、自然科学、社会科学、ボランティア、趣味等の活動を行うものなども幅広く含まれるものと一般に捉えられており、また、本ガイドラインに先行して運動部ガイドラインが策定されていることから、本ガイドラインの対象とする部活動を「運動部以外の全ての部活動」とし、以下、「文化部活動」と表記する。

- (1) 学校部活動については、その在り方に関する近年の様々な議論を踏まえ平成30年3月、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(以下「スポーツ庁ガイドライン」とする。)がスポーツ庁により策定された。運動部ガイドラインの策定に際しては、学校部活動全体に関わる課題を中心に検討が進められたが、スポーツ固有の課題も含めて議論が行われたことを踏まえ、スポーツ庁ガイドラインにおいては、運動部活動を対象とすることとされた。一方、文化部活動については、運動部ガイドラインの策定に際して発出された「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインの策定及び運動部活動の適切な運営等に係る取組の徹底について(依頼)」の通知において、当面、「文化部活動の特性を踏まえつつ、運動部ガイドラインに準じた取扱い」を文化庁が依頼しているところである。

また、山梨県においては、スポーツ庁が策定した「スポーツ庁ガイドライン」を基に、生徒にとって望ましい運動部活動の環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が地域、学校等に応じて最適な形で実施されるよう、平成30年3月に「やまなし運動部活動ガイドライン」を策定した。

- (2) 学校部活動は、学校教育の一環として行われるものであり、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義は大きい。一方、こうした教育的意義は部活動の充実の中のみで図られるのではなく、教育課程内の活動との関連を図る中で、その教育効果が発揮されることが重要である。一部には、文化部活動を含め、長時間の活動を行ってきた状況もあり、生徒の生活全体を見渡して学校教育の一環として教育課程との関連が図れるように留意することや、生徒の自主的、自発的な参加となるよう生徒が参加しやすいように実施形態などを工夫するとともに、休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。

- (3) 文化部活動は、分野や活動目的、生徒のニーズ、指導者や顧問の関わり方など極めて多様である。例えば、生徒のニーズを見ても、自らの目標を達成

する活動として積極的に関わったり、友人とのコミュニケーションや自己肯定感を高めたりする居場所として大切にしている生徒、中には部活動をきっかけに、将来にわたり芸術文化等に積極的に取り組む者もいる。

(4) 学校部活動への過度の負担は、教育課程の実施上の悪影響も想定されるため、授業及びその準備のための時間や生活時間全体とのバランスを見ながら、文化部活動の活動時間は設定されるべきものと考えられる。さらに、自ら表現するだけでなく、鑑賞するなどの幅広い活動機会を通して、音楽的な見方・考え方や造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化、美術、美術文化と豊かに関わる資質・能力を育成するためには、学校内だけでなく、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設と連携を図り、それらの施設や文化財などを積極的に活用することも重要である。

(5) 学校部活動については、運動部活動・文化部活動を通じて考えるべき課題とともに、それぞれの特質を踏まえて検討すべき課題があるが、上記のような状況を踏まえた上で、「富士川町中学校運動部活動ガイドライン」に定めた内容をベースとして取り進めることとした。

(6) 本ガイドラインは、義務教育である中学校の文化部活動を主な対象と生徒にとって望ましい学校部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、文化部活動が以下の点を重視して、地域、学校、分野等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

① 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生涯にわたって学び、芸術文化等に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようになること。

② 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。

(※) 中学校の学習指導要領の総則においては、部活動は、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる」とあるように、同好の生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであり、こうした学習指導要領の趣旨を踏まえ、各学校においては、生徒の自主性を尊重し、部活動への参加を強いることがないよう、留意する必要がある。

③ 学校全体として文化部活動を含む学校部活動の指導・運営に係る体制を

構築すること。

④ 文化部活動の多様性に留意し、可能な限り、生徒の多様なニーズに応じた活動が行われるよう、実施形態などの工夫を図ること。

(7) 富士川町教育委員会や学校は、本ガイドライン及び「富士川町中学校運動部活動ガイドライン」に則り、持続可能な文化部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む。

(8) 文化庁では、平成30年6月に、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン作成検討会議」を設置し、「スポーツ庁ガイドライン」の対象とはしなかった文化部活動について、その特性を踏まえながら、学校部活動一般の在り方についても留意しつつ、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下、「文化庁ガイドライン」とする。）を策定し、これを踏まえた活動方針の策定を都道府県教育委員会及び市町村(組合)教育委員会等に求めた。

以上のことから、富士川町教育委員会では、管内中学校を対象とし、生徒にとって望ましい文化部活動の環境を構築するという観点に立ち、文化部活動が地域、学校等に応じて最適な形で実施されるよう、富士川町教育委員会及び学校における体制整備等を推進するため、「富士川町文化部活動ガイドライン」を策定することとする。

本ガイドラインに沿って、学校、文化部顧問教員及び部活動指導員（以下「文化部顧問」という。）が、文化部活動での運営や具体的な指導の在り方、内容や方法について必要な検討、見直し、創意工夫、改善を進め、それぞれ学校の特色を生かした取組を行うことにより、文化部活動を一層充実させていく必要がある。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 文化部活動の方針の策定等

校長及び文化部顧問は、生徒、保護者及び地域の理解や協力体制を整えるため、以下の点に取り組む。

- ◆ 校長は、学校教育目標の実現に向けて本ガイドラインに則り、毎年度「学校の文化部活動に係る活動方針」を策定し、公表する。
- ◆ 運動部顧問は、「学校の文化部活動に係る活動方針」に基づき、年間の活動計画並びに毎月 of 活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。

〔公表する場の設定例〕

- ・PTA総会等で学校経営方針及び運動部活動方針等とともに、文化部活動に係る活動方針を説明する。
- ・学校の文化部活動に係る活動方針をホームページ等へ掲載する。
- ・授業参観や学級懇談会など、全校の保護者が集まる機会に、文化部活動毎の懇談会等を設定して、活動計画について説明を行い、保護者への理解と協力を求める。

「文化部活動に係る活動方針」記載事項（例）

- ☐目標 ☐活動日及び活動時間 ☐設置部活動
- ☐文化部の顧問（教員、部活動指導員、外部指導者）
- ☐年間計画（休養日を明記するなど）
- ☐組織図（学校運営組織図に文化部活動顧問会議等を位置付けるなど）

（２）指導・運営に係る体制の構築

- ① 教育委員会は、文化部顧問を対象とする文化部指導に係る知識及び実技の質の向上、並びに学校の管理職を対象とする文化部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。
- ② 教育委員会は、各学校の生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置することとし、部活動指導員の任用・配置に当たっては、定期的に研修を行う。
- ③ 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、文化部顧問を複数配置し、指導内容の充実、生徒の安全確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の文化部活動を設置する。
- ④ 校長は、文化部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての指導・運営に係る体制の構築を図る。
- ⑤ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各文化部活動の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- ⑥ 体罰は、学校教育法第11条において禁じられている。校長、文化部顧問

等及び学校関係者は、体罰等を厳しい指導として正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、それらを根絶する取組を徹底する。また、部活動内の先輩、後輩等の生徒間でも同様の行為が行われないように指導することが必要である。

- ⑦ 教育委員会及び校長は、教員の適切な部活動指導の観点から、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。
- ⑧ 教育委員会及び校長は、生徒の文化環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の文化団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等により、地域における文化環境整備を進める。
- ⑨ 教育委員会は、体験活動や公開講座、美術館・博物館の無料開館の高い文化芸術の鑑賞機会や地域の伝統文化に触れる機会等も活用しながら、生徒が多様な学びや経験をする場や自らの興味・関心を深く追究する機会の充実により一層努めていく。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

(1) 適切な指導の実施

- ① 校長及び文化部活動の指導者は、文化部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。県及び学校の設置者は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、適宜、支援及び指導・是正を行う。
- ② 文化部活動の指導者は、休養を適切に取ることが必要であること、また、その活動内容に即しながら過度の練習が様々なリスクを高めること等を正しく理解するとともに、生徒が生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上等それぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえつつ、休養を適切に取り、短時間で効果が得られる指導を行う。また、専門的知見を有する養護教諭、保健体育担当の教師等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 文化部活動用指導手引の普及・活用

- ① 関係団体等は、その分野の普及の役割に鑑み、文化部活動における合理

的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引（レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項等から構成、文化部活動の指導者や生徒の活用の利便性に留意した分かりやすいもの）を作成することが望ましい。

- ② 関係団体等は、上記の指導手引をホームページに掲載・公開するとともに、町等と連携して、学校における活用を依頼し、普及を図る。
- ③ 文化部活動の指導者は、上記の指導手引等を活用して合理的でかつ効率的・効果的な指導を行うことが望ましい。

4 適切な休養日等の設定

- (1) 文化部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。¹

◆学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。ただし、シーズン期（大会等前4週間）の週休日に両日活動する場合には、休養日を他の日に振り替える。）

◆生徒の1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

〔留意点〕

- ・長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- ・「きずなの日」は休養日とし、教員と生徒がふれあう時間を創出する。
- ・定期試験前後の一定期間は休養日とし、生徒が学習時間を確保できるよう配慮する。

〔休養日等の設定例〕

- ・土曜日及び日曜日に教育内大会やそれに準ずるコンクール・コンテスト等²へ出場する場合、翌週に休養日を設定する。
- ・夏季休業中は、5日間の長期休養期間を設定する。

- (3) 校長は、「学校の文化部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、文化

庁ガイドラインを踏まえるとともに、教育委員会が策定した方針に則り、各文化部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各文化部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行うなど、その運用を徹底する。

- 1 学校教育法施行規則に定められている中学校の各学年の年間標準授業時数を、学習指導要領に示された年間の授業週数に照らして1週間あたりに換算すると、1週間あたりの授業時数は29単位時間（24時間10分）である。一方、スポーツ庁「平成29年度運動部活動等に関する実態調査」によれば、中学校の文化部活動の1週間の活動時間が「14時間を超える」と回答した生徒の割合は全体の42.0%、「21時間を超える」と回答した生徒の割合は全体の21.7%であり、学校の教育活動の中心である教育課程内の活動と比して、部活動の時間がそれに匹敵する程度に長時間になってしまうことは、生徒の負担等の観点から適切ではないと考えられる。こうしたことを踏まえて、本ガイドラインでは、1週間あたり長くとも11時間程度となる文化部活動の活動時間の基準を定めた（平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とし、1日の活動時間は長くとも平日では2時間程度、休業日は3時間程度を基準とする。）。
- 2 教育内大会やそれに準ずるコンクール・コンテスト等とは、「教員特殊業務手当の運用について（通知）」（教福第2213号 平成31年3月29日）の別表第2に示されている大会、コンクール及びコンテスト等

- （4）「運動部ガイドライン」では、スポーツ医・科学の観点を含め検討が進められ、休養日及び活動時間等について基準を示したところである。一方、このように多様な文化部活動については、スポーツ医・科学といった一律の観点でその活動の内容を評価することは難しいが、いかなる部活動についても長時間の活動は精神的・体力的な負担を伴い、また望ましい生活習慣の確立の観点からも課題があるものであり、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮し、一定の休息を取りながら進められるべきである。

5 参加する大会や練習試合等の見直し

- （1）中学校の文化部活動に関わる全国組織及び中学校の文化部活動を参加対象とする各種大会等の主催者は、持続可能な文化部活動や大会等の在り方という観点から、学校単位だけではなく、単一の学校からの複数グループの参加や複数校合同グループの参加、学校と連携した地域の団体等の参加など、多様な参加資格の在り方や、大会の規模もしくは夏休みなどの特定の時期に集中している日程等の在り方、学校職員以外の外部人材の活用などの運営の在り方に関する見直しを速やかに行う。
- （2）全国レベルの関係団体においては、都道府県レベルの傘下組織において同

様の見直しが行われるよう、必要な協力や支援を行う。

- (3) 教育委員会は、学校の文化部が参加する大会やコンクール・コンテスト等の全体像を把握し、週末等に関催される様々な大会やコンクール・コンテスト等に参加することが、生徒や文化部活動の指導者の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請する。
- (4) 校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や文化部活動の指導者、保護者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

6 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた文化部の設置

- ① 校長は、学校部活動が生徒の自主的、自発的な参加に基づくものであり、現在の文化部活動が、性別や障害の有無を問わず、生徒の多様な潜在的なニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、技能等の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行えるなど、生徒が参加しやすいような多様なレベルや生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる文化部を設置する。
- ② 具体的な例としては、季節ごとに異なる活動を行う部や、大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動等、生徒が楽しく芸術文化等に親しむ動機付けになるものが考えられる。例えば、生徒がより多様な芸術文化に触れる機会をつくるため、管楽器演奏以外の音楽、合唱、演劇、放送などを融合した合同部をつくり、シナジー効果や生徒の満足度向上に寄与しているような例もある。
- ③ 町は、少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の部活動を設けることができない場合には、生徒の部活動参加の機会が損なわれることがないように、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加するなど、合同部活動等の取組を推進する。

(2) 地域との連携等

- ① 教育委員会及び校長は、家庭の経済状況にかかわらず、生徒が芸術文化等の活動に親しむ機会を充実する観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の人々の協力、社会教育施設の活用や社会教育関係団体等の各種団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能な芸術文化等の活動のための環境整備を進める。
- ② 関係団体等は、学校と地域が協働・融合した形での芸術文化等の活動を推進

するとともに、設置者等が実施する部活動指導員の任用・配置や、芸術文化等の各種活動の指導者等に対する研修等、指導者の質の向上に関する取組に協力する。

③ 町は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険の加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒が各種活動に親しめる場所が確保できるよう、学校施設の開放を推進する。

④ 教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、地域・保護者の理解と協力を促す。

7 その他

- ・ 本ガイドラインは、令和2年4月1日から適用する。
- ・ 本ガイドラインは、生徒の視点に立った、学校の文化部活動改革に向けた具体の取組について示すものであるが、今後、少子化がさらに進むことを踏まえれば、長期的には、従来の学校単位での活動から、一定規模の地域単位での活動も視野に入れた体制の構築が求められる。
- ・ 中学生の時期は、生徒自身の興味・関心に応じて、教育課程外の学校教育活動や地域の教育活動など、生徒による自主的・自発的な活動が多様化していく段階にある。少子化や核家族化が進む中であって、学校外のような活動に参加することは、生徒の生活の場を地域社会に広げ、幅広い視野に立って自らのキャリア形成を考える機会となることも期待される。また、生徒が多様な学びや経験をする場や自らの興味・関心を深く追究する機会などの充実につながるものである。
- ・ さらに、文化部活動の中には地域の中で活動をする例も多く、地域の人々との関わりにより、地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し、優れた地域文化や伝統の継承と新しい文化の創造を担う人材育成の契機ともなる。
- ・ 県では、平成30年12月に山梨県文化芸術基本条例を制定した。文化部活動は、子供たちが生涯にわたって芸術文化等に親しむ基礎を形成する意義を有するものであり、同様に、芸術文化以外の活動についても大きな意義を有するものである。学校内外において子供たちが芸術文化等に親しむ機会が今後とも確保されるよう、文化部活動を取り巻く様々な課題に着実に取り組んでいく必要がある。

議案第 21 号

令和 2 年度 富士川町一般会計補正予算要求（第 3 号、5 月臨時議会提出）

教 育 総 務 課

（ 歳 入 ）

21 款) 諸収入	3 項) 雑入	3 目) 雑入	1 節) 雑入
学校臨時休業対策費			644 千円

（ 歳 出 ）

10 款) 教育費	1 項) 教育総務費	1 目) 教育委員会費
2 節) 給料	特別職 1 人	△225 千円

10 款) 教育費	6 項) 学校給食費	5 目) 給食センター費
2 1 節) 補償、補填及び賠償金	学校給食食材納入業者補償	800 千円

議案第 22 号

令和2年度 富士川町一般会計補正予算要求（第4号、6月定例議会提出）

教育總務課

(歲 入)

15 款) 国庫支出金 2 項) 国庫補助金 4 目) 教育費国庫補助金

2節) 学校管理費補助金

公立学校情報機器整備費補助金 12,240 千円

(歲 出)

10 款) 教育費 1 項) 教育総務費 2 目) 学校費

10節) 需用費 1細節) 消耗品費

学校給食センター式典消耗品	36千円
---------------	------

1.7 節) 備品購入費

ICT 教育推進用タブレット PC 購入 (272 台)	12,240 千円
------------------------------	-----------

生涯學習課

(歲 出)

10 款) 教育費 4 項) 社会教育費 4 目) 文化財保護費

18節) 補助金 町指定文化財修復事業 86 千円

議案第23号

富士川町学校給食センター条例

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、富士川町立学校の児童生徒に対し学校給食を実施するとともに災害時に対応するため、富士川町学校給食センター(以下「給食センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 富士川町学校給食センター
- (2) 位置 富士川町小林2125番地

(管理)

第3条 給食センターは、富士川町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が管理する。

(職員)

第4条 給食センターに必要な職員を置く。

(業務)

第5条 給食センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学校給食用物資の調達及び保管
- (2) 学校給食の調理、配缶及び洗浄
- (3) 学校給食の配送
- (4) 前3号に掲げるもののほか、学校給食に関し必要な業務

2 前項に掲げるもののほか、災害及び緊急時における対応を行うことができる。

(業務の委託)

第6条 教育委員会は、次に掲げる業務を委託することができる。

- (1) 学校給食の調理、配缶及び洗浄に関する業務
- (2) 学校給食の配送に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、給食センターの業務に関し必要な事項

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年8月1日から施行する。

(富士川町学校給食センター設置条例の廃止)

2 富士川町学校給食センター設置条例(平成23年条例第1号)は、廃止する。

議案第24号

富士川町学校給食センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、富士川町学校給食センター条例（令和2年富士川町条例第〇号）第7条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 富士川町学校給食センター（以下「給食センター」という。）に次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 栄養士
- (3) 事務職員
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める職員

(職員の業務)

第3条 センター長は、上司の命を受け施設及び設備備品並びに業務全般の統括を行い、所属職員を指揮監督し次の業務を処理する。

- (1) 給食センター運営にかかわる予算に関すること。
- (2) 給食センターの維持管理に関すること。
- (3) 学校給食費に関すること。
- (4) 学校給食調理業務委託の管理監督に関すること。
- (5) 配送業務委託の管理監督に関すること。
- (6) 配膳作業業務の管理監督に関すること。
- (7) 災害及び緊急時における対応に関すること。

2 栄養士は、センター長の指揮を受け、次の業務を処理する。

- (1) 給食用原料等の購入に関すること。
- (2) 物品の受払及び保管に関すること。
- (3) 献立の作成、食品衛生の管理並びに栄養に関する調査及び研究に関すること。
- (4) 給食調理指導に関すること。
- (5) 配送・配膳業務に関すること。
- (6) 児童、生徒及び町民への栄養指導・食育に関すること。
- (7) 給食における食育及びアレルギー対応に関すること。
- (8) その他給食に関すること。

(施設及び設備備品の管理)

第4条 センター長は、施設及び設備備品の管理に努め、衛生的に管理し、常にその現状を明らかにしておかなければならない。

2 センター長は、施設及び設備備品の一部又は全部がき損し、又は亡失したときは、速やかに、富士川町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告しなければならない。

（委任）

第5条 この規則に定めるもののほか給食センターについて必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年8月1日から施行する。

議案第25号

富士川町学校給食センター運営委員会設置要綱

(設置)

第1条 富士川町学校給食センター（以下「給食センター」という。）の適正かつ円滑な運営を行うため、富士川町学校給食センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

(運営委員会の委員)

第2条 運営委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 児童生徒の保護者代表
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 給食センターの業務を委託された者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、委嘱又は任命の行われた日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第4条 運営委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 運営委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 会議は、毎年1回開催するものとする。ただし、必要があるときは、臨時に開くことができる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員長は、必要があると認められるときは、会議に学校給食に関係のある者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 5 年度当初に開かれる会議は、第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

(所掌事務)

第6条 運営委員会の所掌事務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 給食センターの管理運営に関すること。
- (2) 学校給食物資に関すること。
- (3) 学校給食費に関すること。
- (4) その他学校給食の実施に関すること。

(運営委員会の庶務)

第7条 運営委員会の庶務は、教育委員会において処理する。

(その他)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

新型コロナウイルス感染症による教育委員会の影響について

1. 富士川町内の発生状況について

- ・学校休業期間中の「感染症発生状況報告書」の提出件数は、9件（職員2件、児童生徒7件）あった。いずれもPCR検査の結果は陰性であった。

2. 町内小中学校の状況

○学校再開について

- ・小学校（3校） 5月25日（月）～
- ・中学校（2校） 5月25日（月）～

※中学校は休業期間中に分散登校を実施

分散登校 増穂中学校 5月15日（金）～5月22日（金）

鰍沢中学校 5月15日（金）～5月22日（金）

- ・生活リズムを取り戻すこと、教科担任からのガイダンスを行うこととし、半日授業とした。給食は提供しなかった。

○学校給食の再開日

- ・小学校（3校） 6月1日（月）から再開予定
- ・中学校（2校） 6月1日（月）から再開予定

○夏休みについて

臨時休業により不足した授業時間確保のため、当初予定の7月23日～8月24日の32日間のなかで、3～13日間短縮する方向で検討中

○その他、検討中の事項

- ・授業時間について、1コマ（時限）5分短縮をして、1コマ増やす（7時限目を設ける）ことで、授業時間を確保できるか。これで時間が足りなければ、土曜日授業も検討
- ・校外学習の中止、延期について
- ・プール授業の中止について
- ・運動会、学園祭の規模縮小
- ・部活動の再開時期
- ・修学旅行 10月中・下旬（予定）

3. 教育委員会が所管する公共施設の状況

施設名	開放状況	備考
殿原スポーツ公園	貸出開始	5月26日（火）～ (パンデミック：5月31日まで活動中止)
利根川テニスコート・ゲートボール場	貸出開始	5月26日（火）～
ふれあいスポーツ公園	貸出開始	5月26日（火）～
大法師スポーツ公園	貸出開始	5月26日（火）～
学校体育館	貸出中止	当面の間
学校グラウンド	貸出開始	5月25日（月）～
ふれあい広域体育館	貸出中止	当面の間
中部体育館	貸出中止	当面の間
中部運動場	貸出開始	5月26日（火）～
五開体育館	貸出中止	当面の間
五開運動場	貸出開始	5月26日（火）～
平林体育館	貸出中止	当面の間
平林運動場	貸出開始	5月26日（火）～
富士川いきいきスポーツ公園	貸出開始	5月26日（火）～
スポーツミュージアム	休館	当面の間
富士川町トレーニング室	開館	5月16日（土）～
民俗資料館	開館	5月20日（水）～
町民図書館	開館	5月8日（金）～
町民会館	休館	当面の間
文化ホール	休館	当面の間

<小学校5年生の例>

Aが表す数

R2年度に必要とする時数
(3～5月分の未指導分)

3月の予定時数は、概ね95時間。
3月の諸行事(終業式・6年生を送る会等)、未指導内容でも他の時間に補える内容等を考慮して
37時間を必要時数と考えた。

4・5月の予定時数は、概ね186時間。
4・5月の年度初めの諸行事(入学式・1年生を迎える会等)を考慮して
70時間を必要時数と考えた。

A: $\square + \square = \square$ 計107時間

A: R1年度 3月37 + R2年度 4・5月 70 = 107

B: 音7 + 図5 + 家7 + 体7 + 総20 + 道7 + 学13 + 行事等23 = 89

C: 補充する時数18

A - B = 18

18時間と余剰時数(標準時数を越えて確保する時数) 30時間の合計48時間
夏季休業日を約8日間縮減することで対応可能

A - B ≦ C

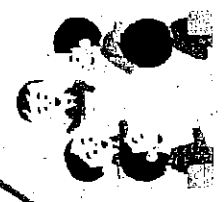
Bが表す数

R2年度の6月以降に削減する時数
(教科・学校行事等の精選)

- ①系統性を問わないもの
・総合的な学習・道徳・学級活動(約40時間)
- ②「3密」回避の観点から
・音楽・家庭科・体育・図工(約26時間)
- ③諸行事の内容変更等
・運動会・学園祭・社会科見学(約23時間)

B: $\square + \square + \square = \square$ 計89時間

18時間を補充しなければならぬ。
余剰も考えておかないと...



Cが表す数

補充する時数
(夏季休業日の縮減等)

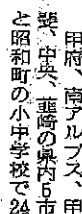
- ①1学期の延長(夏休みの短縮)
・1学期: 7月末まで(1週: 28時間)
・2学期: 8/20から(1週: 28時間)
- ②土曜授業: 2回/月(6月～12月)
(5時間×12回: 60時間)
- ③授業時間を短縮しての7校時の設定
・20時間/月(6月～12月)
(20時間×6月: 120時間)
- ④モジュール(15分/日)
・3回/週(4時間/月)
(4時間×6月: 24時間)

C: $\square + \square + \square = \square$ 計18時間

教科	R1 3月分		R2 4・5月分		R2 6月～		R2 6月～		R2 実施
	予定	未指導分	予定	未指導分	A(7+1)	必要時数	削減数	削減数	
国語	15	10	30	20	30	0	0	175	175
社会	8	6	17	10	16	0	0	100	99
算数	15	15	30	30	45	0	0	175	190
理科	9	6	18	10	16	0	0	105	103
生活									
音楽	4	0	8	0	0	0	7	50	35
図画工作	4	0	8	0	0	0	5	50	37
家庭	5	0	10	0	0	0	7	60	43
体育	7	0	15	0	0	0	7	90	68
総合	6	0	12	0	0	0	20	70	38
道徳	3	0	6	0	0	0	7	35	22
学芸	3	0	6	0	0	0	13	35	16
外国語	6	0	12	0	0	0	0	70	58
ク・委(外)	0	0	2	0	0	0	7	17	0.4
学校行事	7	0	6	0	0	0	13	58	39
児童会活動	3	0	6	0	0	0	3	18	9
合計	95	37	186	70	107		89	1108	294
									940

(A 必要時数) - (B 削減時数) = 18... (C 不足時数(補充する時数))

1カ月半遅れ門出祝う
6市町の小中校 葦崎・北西小 新入生16人



日、1カ月半遅れの入学式が開かれた。

新型コロナウイルスの感染拡大で延期を余儀なくされたのは、6市町の教育委員会の方とめては小学1年生が65校3059人、中学1年生が28校8803人（6月1日現在）。

蕨市の北西小学校（全校児童181人）では、16人の1年生がマスク姿で体育館に集まった。感染予防で在校生と来賓は出席せずに、付き添いの父母もむづりに限定された。校歌斉唱や初級校歌を省略し、式典はわずか16分、終了。小池礼治校長は「節目の行事を終えられてほっとしました。

付言添った母親の小沢賀子さん（40）は「今まで当たり前だった日常がどつりた。大切だったことが知りませんでした。充実した学校生活を送って欲しい」と期待し（河合恵司）

感染予防・学習支援

政府方針

政府は、新型コロナウイルスの感染拡大で休校している学校の本格再開に向けて、全ての小中高・特別支援学校約3万6000校に1校あたり最大500万円を支給する方針を固めた。感染予防対策や家庭学習の支援に活用してもらう。学習の遅れを取り戻す補習などにあたる人材を8万人規模で確保する事業も行っ

近くまとめる2020年度第2次補正予算案に関連経費約800億円を計上する。支給は国公立・私立を問わず1校あたり100万

500万円、児童・生徒数や地域の感染状況に応じて具体的な額を決める。3月から始まった一斉休校は、緊急事態宣言が解除された地域で再開の動きが出てきた。残る東京都などでも再開に向けた準備が進んでいる。しかし、再開後も学校現場では感染予防対策がなお求められるため、政府としては財政支援を行う必要があるとの判断した。

財政支援は3密回避のため、空き教室の整備費や学校外施設を借りる費用などに充てることを想定。

また、分散登校から段階的に通常の学校活動に移行する自治体も多く、引き継ぎの自治体も出てもらった。プリントの印刷代や各世帯との連携に必要な通信費などだ。学習遅れの解消に向けた人材確保は、補習などにあたる学芸指導員、スクールサポートスタッフら8万人分の人件費を支援する。自治体独自の採用に加え、文部科学省が自身のサポーターに開設している「学校外施設サポーター人材バンク」を活用する。教員

騷音の苦情通報倍增

県警 在宅時間増 影響か

GW期間中

緊急事態宣言に伴う外出自粛要請が出された5月のゴールデンウィーク（GW）期間中に、山梨県警に対し、騒音に関する苦情を訴える通報が増加していたことが分かった。

GW中の受理件数は40件で、昨年の倍だった。騒音拒当は「外出自粛要請を受けて、人が集まることに敏感になっているのではないかとみている」。

騒音拒当指令係によると、騒音に関する苦情（道路上の暴走行為などによるものを除く）は、GW期間中に116件（前年同期比で40件増加）、昨年の同期期間（20件）から倍増した。3月は73件、昨年同期68件、4月は66件（同64件）となっていた。

通報には、午前2時ごろに「うゝ、8人が花火をしててうるさい」といったものや、午前3時ごろに「バクションで4、5人が集まっていてうるさい」と、近所での話し声や笑い声がうるさいといった内容が主だったという。

同課担当者は、外出自粛要請が出された異例のGWにないが、騒音に関する苦情は、GW期間中に5083件だった。

4月の110番総受理件数は、昨年が5083件だった。

たのに対し、今年は3478件と約32%減少。5月の前半も同様の減少傾向で推移しているという。同課は「外出自粛要請に伴って交通量の発生が少なくなるなどしたためではないか」としている。

令和2年度各種団体の役職員について

校長会

役 職	氏 名	住 所	電話番号	在 籍 校
会 長	石井 泉	青柳町1484	22-0545	増穂中学校
	樋口 和仁	最勝寺1098-2	22-5425	増穂小学校
	深澤 順美	青柳町1292-2	22-7701	増穂南小学校
	保坂 晋也	大柵166-1	22-6273	鰯沢小学校
	伊藤 正人	最勝寺879	22-5572	鰯沢中学校

各学校PTA（会長）

学校名	氏 名	住 所	電話番号	備 考
増穂小学校	深澤 祐輔	大柵163-3	090-7237-5507	
増穂南小学校	豊田 裕彦	菰米2746-3	22-5565	
鰯沢小学校	保坂 一人	鰯沢153-10-403	22-5197	
増穂中学校	片田 孝則	大柵214-4	22-4711	
鰯沢中学校	大沢 栄子	青柳町999-1-101	090-7002-3063	PTA連合会会長

文化協会

役職名	氏 名	住 所	電話番号	備 考
会 長	宮澤 千秋	青柳町21-2	22-2536	
副会長	深澤 俊司	小林1495	22-0945	
〃	深澤かをる	最勝寺1123-1	22-2437	
〃	川手 光子	小林1117-2	22-3598	

スポーツ協会役員

役職名	氏 名	住 所	電話番号	備 考
会 長	上田 修	鰺沢129-2	22-2604	
副会長	深澤 鉄男	長澤531-3	22-4507	
〃	深澤 啓二	最勝寺1424-1	22-2587	
〃	小林 達也	鰺沢715	22-0325	
〃	京島 良忠	大久保106-4	22-8246	
理事長	大塩 敦	青柳町522-2	22-1196	

任期 令和 2年 4月 1日～令和 4年 3月31日

スポーツ推進委員

役職名	氏 名	住 所	電話番号	備 考
会 長	秋山 政博	長澤469	22-0749	
副会長	原田 秀彦	最勝寺2640-4	22-1582	
〃	渡邊 良一	青柳町1413	22-2239	

任期 令和2年 4月 1日～令和 4年 3月31日

社会教育委員

役職名	氏 名	住 所	電話番号	備 考
委員長	齋藤 光江	鹿島656	27-0106	学識経験者
副委員長	深澤かをる	最勝寺1123-1	22-2437	学識経験者

任期 令和 2年 4月 1日～令和 4年 3月31日

文化財保護審議会委員

役職名	氏 名	住 所	電話番号	備 考
会 長	神田 正治	菴米695	22-1416	民俗一般
副会長	原田みゆき	鰍沢2499	22-1202	民俗一般

任期 令和 2年 4月 1日～令和 4年 3月31日

青少年育成富士川町民会議

役職名	氏 名	住 所	電話番号	備 考
会 長	高橋 真幸	鰍沢7308	22-0836	
副会長	望月 眞	鰍沢153-57	22-1103	
〃	角倉 貢	青柳町762-2	22-1684	
〃	川手 素子	小林2245-25	22-5505	

任期 令和 2年 4月 1日～令和 4年 3月31日

富士川町文化協会加入団体

(順不同：敬称略)

（順不同・敬称略）

部	団体名	構成 人員	代 表 者		
			氏 名		
短歌	みぎわ短歌会富士川支部	13	◎秋	山 美 弥 子	
俳句	白露まほら俳句会		休 部		
川柳	文化協会川柳部	27	◎井	上 信 太 朗	
	川柳部富士川クラブ		休 部		
文学・詩	富士川町詩の教室	13	◎竹	内 正 直	
	児童文学創作教室	10	○長	田 な な 子	
詩吟	富士川町詩吟愛好者の会	20	◎樋	口 光 雄	
書道	若 墨 会		休 部		
	墨 連 会	8	志	村 瞳	
	墨 柳 会		休 部		
	ペン習字教室	14	長	澤 み ど り	
	藍 筍 書 道	9	秋	山 眞 澄	
	虹 の 会	5	◎松	本 和 芳	
囲碁	文化協会囲碁部	9	◎小	林 信 彦	
郷土史研究	峡南の歴史と文化を学ぶ会	8	◎望	月 邦 彦	
	郷 土 研 究 部	7	○保	坂 實	
音楽	合唱	ことぶきコーラス	25	○横	澤 允 恵
		ますほあやめコーラス	21	◎深	澤 通 子
		文協緞沢コーラス	12	安	藤 恵 美 子
		民 謡 部		休 部	
	器楽演奏	絃 の 会	6	原	田 眞 弓
		ますほマンドリンアンサンブル	21	◎今	村 辰 夫
		大正琴かじか会	8	○鈴	木 延 子
		洋 楽 部	5	今	村 浩 一
		メリーミュージックアンサンブル	19	望	月 美 文
		富士川オカリナクラブ	20	井	上 雄 二
		甲州尺八愛好会 響		休 部	

演劇	増穂一芸会		9	◎横打みえ子
	富士川町さくら劇団		5	○井上孝
舞踊	日舞	富士川舞踊連盟	5	秋山洋子
		志保己会	5	○渡邊恵美子
		秋月会	2	小澤眞澄
		桜扇会	5	樋口道子
		加登里会	5	◎深澤かをる
		鯨沢民踊部	14	依田幸子
	洋舞	小林陽子身体表現研究室	6	◎青柳博香
		ベッスイーフラストジオ	8	○杉山洋子
	よさこい	甲州YOSAKOI凜舞増穂	54	◎豊田初子
		よさこいソーラン部	7	○樋口かおり
民俗芸能	菴米銭太鼓保存会		15	○川手光明
	氷室神社神楽会		10	手塚次郎
	まほらの郷鷹座巢小林八幡太鼓		17	◎深澤俊司
	鯨沢ばやし		15	青柳博文
華道	増穂華道部		19	◎川手光子
	華道部		9	○志村敬巳
茶道	増穂茶道部		8	◎芦澤すま子
	茶道部		9	○永井重明
陶芸	陶芸教室		16	◎石井七生
絵画	押し花教室		6	◎二宮菊美
	富士川町絵画部		17	大塚和子
	富士川いちえ会		8	○小林紀子
写真	写団ますほ		14	◎志村暢三
朗読	朗読の会すずらん		21	◎金丸芳子
	朗読カフェふじかわ		9	○深澤恵美子
	読書推進部		休部	

富士川町民会議構成団体と推薦人数（案）

構 成 団 体	所属人数	部 会		
		総 務	青少年	環境浄化
町内各校校長	5	1	2	2
町内各校生徒指導主事（主任）	5	1	2	2
増穂小PTA	3		1	2
増穂南小PTA	1		1	
鰍沢小PTA	2		1	1
鰍沢中PTA	1		1	
増穂中PTA	3	1	1	1
町内母と女性教職員の会	1		1	
文化協会	1			1
公民館連絡協議会	3	1	1	1
青少年育成会連絡協議会	2	1		1
スポーツ協会	1		1	
スポーツ少年団本部	1		1	
各高等学校保護者代表	5			5
保育所保護者会連合会	2		1	1
保育所保育士会	3		1	2
峡南幼稚園父母の会	1		1	
峡南幼稚園園長	1		1	
たんぽぽ子どもの家園長	1			1
たんぽぽ子どもの家保護者会	1		1	
民生・児童委員協議会	3	1	2	
主任児童委員会	2	1	1	
社会福祉協議会	1		1	
保護司会	1		1	
区長会	1	1		
ふれあい110番の家連絡会	1		1	
消防団	1		1	
交通安全協会	1			1
交通指導員	2		1	1
少年補導員連絡協議会	2			2
人権擁護委員会	1			1
スクールガードリーダー	1			1
青少年育成推進員会	20		10	10
33団体	80	8	36	36

富士川町スポーツ協会加入団体

氏 名	職名・団体名	役員・構成 員	備考
杉田 宗利	顧問		
上田 修	会長		
深澤 鉄男	副会長		
深澤 啓二	副会長		
小林 達也	副会長		
京島 良忠	副会長		
大塩 敦	理事長		
樋口 俊也	会計		
初鹿 秀樹	監事		
秋山 仁	監事		
樋口 一也	水泳部長	12	
志村 英一	陸上競技部長	27	
並木 正美	ソフトボール部長	24	26チーム 約400名
深澤 恵子	ソフトテニス部長	29	
秋山 浩	卓球部長	42	
望月 博	弓道部長	30	
大塩 敦	野球部長	24	
高橋 弘昌	クレー射撃部長	11	
志村 和雄	バドミントン部長	22	
田中 真一郎	サッカー部長	23	
長澤 一成	ゴルフ部長	8	
小林 和良	バレーボール部長	21	ママさんバレー 104名
長澤 明人	銃剣道部長	2	
斉藤 敬二	剣道部長	20	
小池 達也	柔道部長	9	
殿岡 勝	ゲートボール部長	15	
望月 守男	グラウンドゴルフ部長	17	
渡辺 成昭	テニス部長	42	

氏 名	職名・団体名	役員・構成 員	備考
井上 和男	バウンドテニス部長	6	
大久保 由美	綱引部長	9	
海野 好郎	YOSAKOI部長	66	
井上 幸次	ターゲットバードゴルフ部長	16	
井上 雄二	太極拳部長	10	
石井 志保子	フォークダンス部長	6	
川手 光明	バスケットボール部長	9	
大堀 勝秋	ボウリング部長	30	
合 計		530	